関西学連事業申し合わせ

(総則)

第1条

- 1. 事業を行う者(以下、甲とする)は関西学生オリエンテーリング連盟(以下、乙とする)から委託を受けて事業を行う。甲は乙に損失が及ばぬよう誠実に事業を行わなければならない。
- 2. 事業とは、乙規約第4条に定めるものをいう。
- 3. この申し合わせに対する違反があれば、乙会計では扱えないこともある。また、 利益が出た場合でも、その利益を乙に返還しなければならないこともある。

(要項等の提出)

第2条

- 1. 甲は事業の申し込みを開始するよりも前に予算案・要項案または計画案を乙幹事長に提出しなければならない。ただし、正当な理由で提出ができない場合は、事業の申し込みを開始するよりも前にその旨を乙幹事長に報告しなければならない。
- 2. 乙幹事長は受け取った予算案・要項案または計画案を受け取った日から2週間以内に乙幹事会で審議しなければならない。
- 3. 甲は乙幹事会の承認が得られた場合、直ちに要項案または計画案を公開しなければならない。

(予算外支出の計上)

第3条

- 1. 予算案で支出に計上していない項目は原則として乙会計では扱えない。
- 2. 不慮の事故による支出を計上する場合、甲は事故の起こった日から2週間以内に 甲総会に詳細な報告をしなければ、乙会計で扱うことはできない。
- 3. 会計監査は前項の報告を元に、乙会計で扱う部分を決定し、1ヶ月以内に乙総会に理由をつけて報告しなければならない。ただし、乙会計監査が合議による判断が妥当とした場合および乙会計監査による決定に甲が異議を申し立てた場合はこれを乙幹事会が判断する。

(会計報告)

第4条

1. 甲は報告を開催日から1ヶ月以内に乙会計に提出しなければならない。

- 2. 事業会計は乙会計監査による監査を受けなければならない。
- 3. 乙会計は総会に事業会計を報告する。

(損益の取り扱い)

第5条

- 1. 事業における損失並びに利益は、原則として別表の通り取り扱うものとする。
- 2. やむを得ず別表の定めを逸脱する場合は、乙総会の承認を得なければならない。

別表 事業別損益の取り扱い

事業の種類	利益	損失
セレクションレース※1 関西インカレ※2	甲は利益のうち3万円を超	
	過した額を乙に返還しな ければならない。利益が3	乙会計で取り扱う。
	万円以内の場合は全額を	口去前で取り扱 <i>り</i> 。
	甲の利益とする。	
定例戦新人戦		1. 乙総会における承認の
		もと、乙会計で取り扱
		う。
	甲と乙が各2:3の割合で分	2. 損失が2万円を超過す
	配する。	る場合、甲は会計責任者
		を乙総会に出席させて
		損失の理由を説明する
		義務を負う。
その他の事業	乙会計で取り扱う。	乙会計で取り扱う。

^{※1} 日本学生オリエンテーリング選手権大会関西地区予選会をいう。

^{※2} 関西学生オリエンテーリング選手権大会をいう。